

身体拘束等の適正化のための指針

児童発達支援・放課後等デイサービス 児童園 太陽

児童発達支援・放課後等デイサービス 児童園 太陽 緑店

就労継続支援 太陽

令和3年6月1日制定

株式会社 太陽

I 拘束廃止に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重して、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 身体拘束廃止の基準

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを提供することが原則です。

しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上3つの要件を全て満たすことが必要です。

II 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し、同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除するよう努力します。

(3) 日常支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討を行います。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただける様に努めます。

Ⅲ 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用し いただくため、サービス契約時に法人の方針を説明します。各サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認して、支援の方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力が得られるように努めます。

Ⅳ 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けての身体拘束廃止委員会を設置します。

①設置目的

- ・各事業所内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討 ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討 ・身体拘束廃止に関する職員への指導

②身体拘束廃止委員会の構成員

- ・身体拘束廃止委員会設置要綱において定める委員会構成メンバーとします。

③身体拘束廃止委員会の開催

- ・毎年3月、9月に1年に2回定期開催を行い、必要時は随時開催します。

V やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素をすべて満たしているかどうかについて検討・確認をします。

要件を検討した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い、実施に努めます。

(1) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由および経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討します。記録は5年間保存し、求めがあれば提示できるものとします。

(2) 拘束の解除

(1)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その際には、利用者・家族に報告をします。

VI 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ②その他必要な教育・研修の実施

VII 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、各事業所ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

VIII その他

身体拘束にあたらなくても、いわゆる言葉の拘束「スピーチロック」は身体拘束や利用者の尊厳を損なう「不適切なケア」につながります。

スピーチロックとは利用者の行動を抑制し、制限する職員の声掛けを差します。

具体的には「立たないで!」「座っていて!」などの声掛けであり、職員側の強い言葉の叱責などは結果的に行動を抑制することにつながっていくと考えます。必要以上に強制的な言動は、利用者の行動障害（BPSD）や不穏な状態を引き起こす原因となる点を強く認識することが重要です。また、行動を抑制・制限する言葉に疑問に感じる風土づくりは、必ず身体拘束廃止の糸口にもつながり、支援の質の向上へ向かうという良い循環をもたらすものと考えます。

附 則 この指針は令和3年6月1日より施行する。